

川崎市上下水道局時差勤務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年水道局規程第10号。以下「規程」という。）第3条第7項に規定する職員の多様な働き方を推進すること等を目的として、勤務時間等の割振りを変更して勤務すること（以下「時差勤務」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(時差勤務の対象外職員)

第2条 次の各号に掲げる職員は、時差勤務をすることができない。ただし、第3号に掲げる職員については、特定の日又は時間帯において時差勤務に係る勤務時間等を割り振ることにより公務の運営に支障が生じないことが明らかなる場合として所属長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）

(2) 短時間勤務職員

(3) 交替勤務その他の時差勤務に係る勤務時間等を割り振ることにより公務の運営に支障があると認められる業務に従事する職員として別表に掲げる職員

(時差勤務の申請手続)

第3条 職員は、時差勤務をしようとするときは、時差勤務をしようとする日の前々日（週休日及び休日を除く。）までに申請を行うものとする。

2 前項又はこの項第1号の規定による申請を行った職員は、これらの規定による申請に係る勤務時間等を割り振られた日のうちに当該勤務時間等によっては時差勤務をすることが困難である等の事情が生じた日があるときは、次の各号に掲げる申請のいずれかを行うことができる。

(1) 当該日において異なる始業及び終業の時刻の時差勤務をする旨の申請（以下「変更申請」という。）

(2) 当該日において時差勤務をしない旨の申請（以下「取消申請」という。）

（時差勤務に係る勤務時間等の割振り）

第4条 所属長は、職員から前条第1項の規定による申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に当該申請に係る勤務時間等を割り振るものとする。

2 所属長は、職員から前条第2項の規定による申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、変更申請については当該職員に当該申請に係る勤務時間等を割り振り、取消申請については当該職員に当該申請に係る日の時差勤務に係る勤務時間等を割り振ることをやめることができる。この割振り又は割り振ることをやめることは、同項の事情が生じた日の前々日（業務上特に必要がある場合には前日）までに行うものとする。

（半日単位の休暇等に係る日の取扱い）

第5条 所属長は、次の各号に掲げる日については、時差勤務に係る勤務時間等を割り振ることができないものとする。

(1) 半日勤務時間の割振り変更（規程第4条第3項に規定する半日勤務時間の割振り変更をいう。）に係る日

(2) 職員が半日を単位とする休暇を受ける日

(3) 職員が半日を単位として職務に専念する義務を免除される日

（職員情報システムによる処理）

第6条 この要綱の規定により行うこととされている申請及び勤務時間等の割振りに関する事務について、職員情報システム（職員の勤務情報等処理するための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用することができる場

合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表（第 2 条関係）

課及びこれに相当する組織	職員
水道整備課	工務係、工事係及び漏水防止係の職員
第 2 配水工事事務所	工務係、工事係及び漏水防止係の職員
第 3 配水工事事務所	工務係、工事係及び漏水防止係の職員
水運用センター	管理係の職員
浄水課	浄水係の職員
入江崎水処理センター	操作第 1 担当、操作第 2 担当及び操作第 3 担当の担当係長及び同係長に属する職員
等々力水処理センター	操作係の職員
麻生水処理センター	操作係の職員